○財務省告示第三十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年一月三十一日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十三年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十六万四千百二十三トン

二　冷凍牛肉　二十三万二千七百六トン

○財務省告示第三十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十三年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年一月三十一日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十三年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十五万七千七百七十八トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十五万七千八百十九トン

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、告示第一号

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定に基づき、工場立地に関する準則の一部を改正する告示を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月三十一日

財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

工場立地に関する準則の一部を改正する告示

大蔵省、厚生省、工場立地に関する準則（平成十年農林水産省、通商産業省、運輸省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五種の項中「電気供給業」の下に「（太陽光を変換して得られる電気を供給するものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

第九種	電気供給業（太陽光を変換して得られる電気を供給するものに限る。）
	百分の七十五

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国税庁告示第三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月三十一日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人きょうとグリーンファンドの項中「京都府京都市下京区五条通高倉西入る万寿寺町一四三いづつビル六階」を「京都府京都市下京区五条高倉角堺町二一番地事務機のウエダビル二〇六」に改め、同表特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会（サビジャ）の項中「東京都港区赤坂九丁目一番七号六五七号室」を「東京都港区北青山二丁目七番三〇号四〇一号室」に、「津島真利絵」を「アナ・エリザ・ヤマグチ」に改め、同表特定非営利活動法人地域産業おこしに燃える人の会の項中「地域産業おこしに燃える人の会」を「地域産業おこしの会」に改め、同表特定非営利活動法人メドゥサン・デュ・モンド　ジャポンの項中「東京都港区東麻布一丁目二十三番五号」を「東京都港区東麻布二丁目六番一〇号」に改める。

○文部科学省告示第十九号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第二号イの規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年一月三十一日

文部科学大臣　平野　博文

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一横浜中華学院の項の次に次のように加える。

イザキニュートン学校	岐阜県
	高等科の第一学年から第三学年までの課程に限る。

附　則

この告示は、平成二十四年二月一日から施行する。

○文化庁告示第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の三第一項の規定により、次の重要文化財について市貝町の管理団体の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条の二第三項の規定により告示する。

平成二十四年一月三十一日

文化庁長官　近藤　誠一

名称	員数	関係告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
入野家住宅（栃木県芳賀郡市貝町） 主屋 表門	二棟	昭和四十三年四月二十五日文部省告示第二十四号 平成十一年十一月三十日文化庁告示第十三号	市貝町	栃木県芳賀郡市貝町大字市塙一二八〇番地	栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽二八七七番地

○農林水産省告示第二百三十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第一項の規定に基づき、ティコ（ＴＥＣＯ）が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十三年十二月十六日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年一月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
アメリカ合衆国ウィスコンシン州サンプレー　アメリカ合衆国ウイスコンシン州コテージグローブ、マットパス千五百七、二号室	